

島根県立こころの医療センター維持管理・運営事業 業務性能要求水準書（変更版） 変更対比表

No.	頁	項目	変 更 後	変 更 前																																																															
1	10	⑥2 (3) 日常清掃	(略) ・トイレトーパー、ペーパータオル及び石鹼液の残量を確認し、適宜補充を行うこと。 ※ペーパータオル…トイレ、給湯室内等で手指洗浄後に使用。 なお、補充する箇所は県が指定する。 (以下略)	(略) ・トイレトーパー、ペーパータオル及び石鹼液の残量を確認し、適宜補充を行うこと。 ※ペーパータオル…トイレ、給湯室内等で手指洗浄後に使用。 (以下略)																																																															
2	12	⑥4 費用負担区分	<p>県・選定事業者間における費用区分は、下記のとおりとし、下記以外のものは別途県・選定事業者間の協議の上決定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費用項目</th> <th>県</th> <th>選定事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>選定事業者の業務遂行上必要な装置・機器類</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>選定事業者の業務遂行上必要な什器、備品等</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>上記装置・機器及び什器・備品等の保守・修繕経費</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>労務費(福利厚生費、教育研修費、保健衛生費、交通費を含む)</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>被服費(職員のユニフォーム)</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>通信費(電話料金など)</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>官庁手数料</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>選定事業者の業務遂行上必要な諸帳票類</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>選定事業者の業務遂行上必要な消耗品費(洗剤、消毒剤、事務用品、トイレトーパー、石鹼液等)</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>選定事業者の業務遂行上必要な消耗品費(ペーパータオル)</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>凡例 ○：負担者（選定事業者負担の場合、運営費として扱う項目） ※本業務に必要な諸室等は、県が指定する場所を、選定事業者に無償で貸付する予定である。</p>	費用項目	県	選定事業者	選定事業者の業務遂行上必要な装置・機器類		○	選定事業者の業務遂行上必要な什器、備品等		○	上記装置・機器及び什器・備品等の保守・修繕経費		○	労務費(福利厚生費、教育研修費、保健衛生費、交通費を含む)		○	被服費(職員のユニフォーム)		○	通信費(電話料金など)		○	官庁手数料		○	選定事業者の業務遂行上必要な諸帳票類		○	選定事業者の業務遂行上必要な消耗品費(洗剤、消毒剤、事務用品、トイレトーパー、石鹼液等)		○	選定事業者の業務遂行上必要な消耗品費(ペーパータオル)	○		<p>県・選定事業者間における費用区分は、下記のとおりとし、下記以外のものは別途県・選定事業者間の協議の上決定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費用項目</th> <th>県</th> <th>選定事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>選定事業者の業務遂行上必要な装置・機器類</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>選定事業者の業務遂行上必要な什器、備品等</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>上記装置・機器及び什器・備品等の保守・修繕経費</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>労務費(福利厚生費、教育研修費、保健衛生費、交通費を含む)</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>被服費(職員のユニフォーム)</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>通信費(電話料金など)</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>官庁手数料</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>選定事業者の業務遂行上必要な諸帳票類</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>選定事業者の業務遂行上必要な消耗品費(洗剤、消毒剤、事務用品、トイレトーパー、ペーパータオル、石鹼液等)</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>凡例 ○：負担者（選定事業者負担の場合、運営費として扱う項目） ※本業務に必要な諸室等は、県が指定する場所を、選定事業者に無償で貸付する予定である。</p>	費用項目	県	選定事業者	選定事業者の業務遂行上必要な装置・機器類		○	選定事業者の業務遂行上必要な什器、備品等		○	上記装置・機器及び什器・備品等の保守・修繕経費		○	労務費(福利厚生費、教育研修費、保健衛生費、交通費を含む)		○	被服費(職員のユニフォーム)		○	通信費(電話料金など)		○	官庁手数料		○	選定事業者の業務遂行上必要な諸帳票類		○	選定事業者の業務遂行上必要な消耗品費(洗剤、消毒剤、事務用品、トイレトーパー、ペーパータオル、石鹼液等)		○
費用項目	県	選定事業者																																																																	
選定事業者の業務遂行上必要な装置・機器類		○																																																																	
選定事業者の業務遂行上必要な什器、備品等		○																																																																	
上記装置・機器及び什器・備品等の保守・修繕経費		○																																																																	
労務費(福利厚生費、教育研修費、保健衛生費、交通費を含む)		○																																																																	
被服費(職員のユニフォーム)		○																																																																	
通信費(電話料金など)		○																																																																	
官庁手数料		○																																																																	
選定事業者の業務遂行上必要な諸帳票類		○																																																																	
選定事業者の業務遂行上必要な消耗品費(洗剤、消毒剤、事務用品、トイレトーパー、石鹼液等)		○																																																																	
選定事業者の業務遂行上必要な消耗品費(ペーパータオル)	○																																																																		
費用項目	県	選定事業者																																																																	
選定事業者の業務遂行上必要な装置・機器類		○																																																																	
選定事業者の業務遂行上必要な什器、備品等		○																																																																	
上記装置・機器及び什器・備品等の保守・修繕経費		○																																																																	
労務費(福利厚生費、教育研修費、保健衛生費、交通費を含む)		○																																																																	
被服費(職員のユニフォーム)		○																																																																	
通信費(電話料金など)		○																																																																	
官庁手数料		○																																																																	
選定事業者の業務遂行上必要な諸帳票類		○																																																																	
選定事業者の業務遂行上必要な消耗品費(洗剤、消毒剤、事務用品、トイレトーパー、ペーパータオル、石鹼液等)		○																																																																	
3	別紙2	(参考) 現在の定期送迎バス運行表	2022/3/14 <u>ダイヤ改正</u>	2022/3/14 <u>現在</u>																																																															